

さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

第2章 後期計画の考え方

札幌市では、後期計画の策定にあたり、子育て支援に関する現状や問題点、要望を把握するために、保護者を対象とした実態調査を行いました。(調査概要は付属資料 89 ページを参照してください。)

第2章では、この調査を含め、札幌市がこれまで行った各種調査をもとに前期計画の評価を行うとともに、札幌市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状を分析し、後期計画で新たに重点を置くべき課題を整理しました。

そのうえで、前期計画の取り組みを継続しつつ、後期計画で重点を置くべき課題を解決していくために必要な施策体系を構築しました。

- 1 前期計画の評価
- 2 札幌市の現状
- 3 後期計画の課題
- 4 後期計画の施策体系

1 前期計画の評価

1 前期計画の概要

市町村における行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取り組みを促進するために制定されたものですが、札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成 16 年度から平成 21 年度を計画期間とした「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画)を策定しました。

前期計画では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念と「子どもの視点」「次世代を育成する長期的な視点」「社会全体で支援する視点」の 3 つの視点に基づき、5 つの目標と 19 の基本施策を掲げ、総合的な施策を展開してきました。

また、実施状況については、毎年度、次世代育成支援対策推進協議会(88 ページ参照)での協議を経て市民に公表するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く情勢を踏まえて、適宜見直しを図ってきました。

平成 20 年度時点での計画事業数は、223 事業(再掲事業を除く。)となっています。

2 前期計画の達成状況と具体的取り組み

前期計画の事業については、目標を設定した事業のうち平成 20 年度時点で約 8 割が目標を達成できる見込であり、残りの約 2 割についても、そのほとんどを、計画の趣旨を踏まえて推進してきました。

【前期計画での主な取り組み】

基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

妊婦一般健康診査の助成回数を増やすなど妊娠中の負担を軽減するとともに、出産後についても、子育て家庭が孤立しないよう、育児不安を軽減するための施策に取り組みました。

他にも、妊娠期から幼児期にかけて継続的に子どもと子育て家庭を支援するための様々な施策を拡充してきました。

～主な取り組み～

【妊婦一般健康診査】

健診費用の助成回数を拡大したほか、市外医療機関についても助成対象としました。

【不妊治療支援】

不妊治療の際にかかる費用について、平成 17 年度に助成を開始し、その後、助成内容を拡大しました。

【母子保健訪問指導事業】

第 1 子のみを対象としていた、保健師などによる新生児訪問について、平成 19 年度からは生後 4 カ月までの全出生児まで対象を拡大し、育児不安の軽減に努めました。

【休日救急当番】【二次的救急医療機関運営】【土曜午後救急当番制度】

年間全日の救急医療体制を確立するとともに、関係機関による札幌市産婦人科救急医療対策協議会において、救急医療全体の再構築の検討を進めました。

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

すべての子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、地域の子育てサロンをはじめとする様々な施策を展開するとともに、子育てに伴う経済的な負担の軽減に取り組みました。また、仕事と子育ての両立を支援する「ワーク・ライフ・バランス」に関する取り組みを始めるとともに、待機児童解消に向けた保育所整備や就労形態の変化に応じた多様な保育サービスの拡充を図ってきました。

障がい児支援に関しても、住み慣れた地域で生活できるよう、体制づくりに努めました。

～主な取り組み～

【地域の子育てサロン】

地域における子育て家庭の交流の場である「子育てサロン」について、すべての小学校区での設置を目指して取り組み、ほとんどの地域で実施されることとなりました。

【乳幼児医療費（子ども医療費）助成制度拡充】

安心して医療を受けられる体制整備を目指し、就学前の子どもにかかる医療費を無料とし、平成21年1月からは小学生の入院医療費の助成を始めました。

【ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮する職場環境づくりに取り組む企業を認証し、助成を行う制度を平成20年7月に創設し、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めました。

【認可保育所の整備】

入所希望者数の増加に応じて整備計画を前倒しし、順次、定員増に向けた整備を行いました。

【特別支援学校の整備推進】

可能な限り身近な地域の学校で学ぶことができるよう、特別支援学級の整備拡充を図りました。

[ワーク・ライフ・バランス]

仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

平成 21 年 4 月に施行した「子どもの権利条例」(34 ページ参照)により、子どもの権利保障に取り組む姿勢を明確にし、救済機関の設置など、権利保障の基盤を整えてきました。また、急増する児童虐待への対応についても、地域や関係機関との連携など、取組強化を図っています。

～主な取り組み～

【子どもの権利条例の制定】

子どもにとって大切な権利とそれを保障する大人や札幌市の役割について、具体的に決めました。また、条例の施行に併せて、「子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)」を設置しました。

【児童虐待予防地域協力員養成事業】

地域の協力員を養成するため、民生委員児童委員等に対する研修を行い、児童虐待を早期に発見・対応できる地域での体制づくりに努めました。

【児童家庭支援センター補助】

地域における育児不安の軽減や虐待予防の場として、24 時間体制で相談を受けられる児童家庭支援センターを、平成 17 年度に 1 か所から 2 か所に増設しました。平成 20 年度からは、児童家庭支援センターにおいて、夜間休日における虐待通告の初期調査も実施しています。

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもの総合的な成長を目的に、子どもが体験しながら学べる機会や、子どもが企画段階から主体的に参加する事業を展開しました。また、学校教育の面でも、不登校対策などを強化するとともに、質の高い教育内容を目指した様々な取り組みを進めました。

～主な取り組み～

【子どもの美術体験事業】

小学校へのアーティストの派遣、美術館の活用などを通して、子どもたちが美術を体験できる事業を平成 20 年度から始めました。

【こどものまち「ミニさっぽろ」事業】

小学生が「ミニさっぽろ市」の市民として社会生活を体験する事業を実施しました。

【思春期ヘルスケア】

思春期の子どもたちの正しい知識習得のため、保健センターの専門職が学校へ出向いて健康教育を行いました。

【学校図書館地域開放事業】

学校図書館を地域における身近な文化施設として開放することで、生涯教育の場の提供及び地域教育力の向上を図りました。

【不登校対策事業】

不登校の子どもなどをきめ細やかに支援するため、スクールカウンセラーを全市立小中学校及び市立高校に配置するとともに、相談時間を拡充しました。

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子育て家庭の負担を軽減する住宅環境の整備や、地下鉄駅におけるエレベーター設置など、暮らしやすい環境整備に努めてきました。また、犯罪防止に関しては、平成21年4月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を制定し、犯罪のないまちづくりの方向性を決めました。

～主な取り組み～

【福祉のまちづくり環境整備】

地下鉄駅にエレベーターを順次設置し、妊産婦の方などが外出しやすい環境を整備しました。

【学校安全教育等の推進】

登下校の見回り活動等を行う地域のボランティアを養成するなどの方法で、安全体制の整備を図りました。

前期計画の取り組み（まとめ）

札幌市では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念のもとに、前期計画期間を通して、総合的な施策を進めてきました。

子育て家庭に対しては、妊娠期からの継続的な支援策の充実（妊婦一般健康診査の拡充や母子保健訪問指導事業の対象拡大）に努めたほか、身近な地域における交流の場や相談の場の確保に向けて、子育てサロンの拡充を含む「すべての子育て家庭を支援する」ための体制整備を図りました。

一方で、働きながら子育てできる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）にかかる取り組みとともに、認可保育所の整備を順次進めてきました。

また、児童虐待の件数増加や内容の複雑化を踏まえて、早期発見・早期対応を目的とした、地域や関係機関との連携体制の強化を図ってきました。

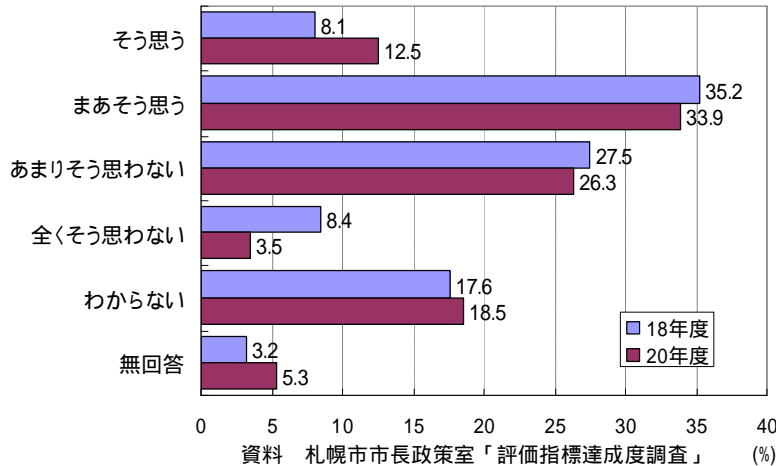
さらに、札幌市では、未来を担う子ども一人ひとりの権利を守りはぐくむため、「子どもの権利条例」を制定し、全市的に子どもの権利保障に向けた取り組みを進める姿勢を明確にするとともに、子どもの視点を取り入れた様々な体験機会を提供し、子どもの育ちを支援してきました。

3 前期計画全体の評価

～ 「札幌市は子どもを生き育てやすい環境である」と感じる人の割合が増えています ～

札幌市が20歳以上の男女に行っている評価指標達成度調査によると、「札幌市は子どもを生き育てやすい環境であると思うか」との設問に「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合は、平成20年度は46.4%であり、平成18年度の43.3%から3.1ポイント増加しています。(図1)

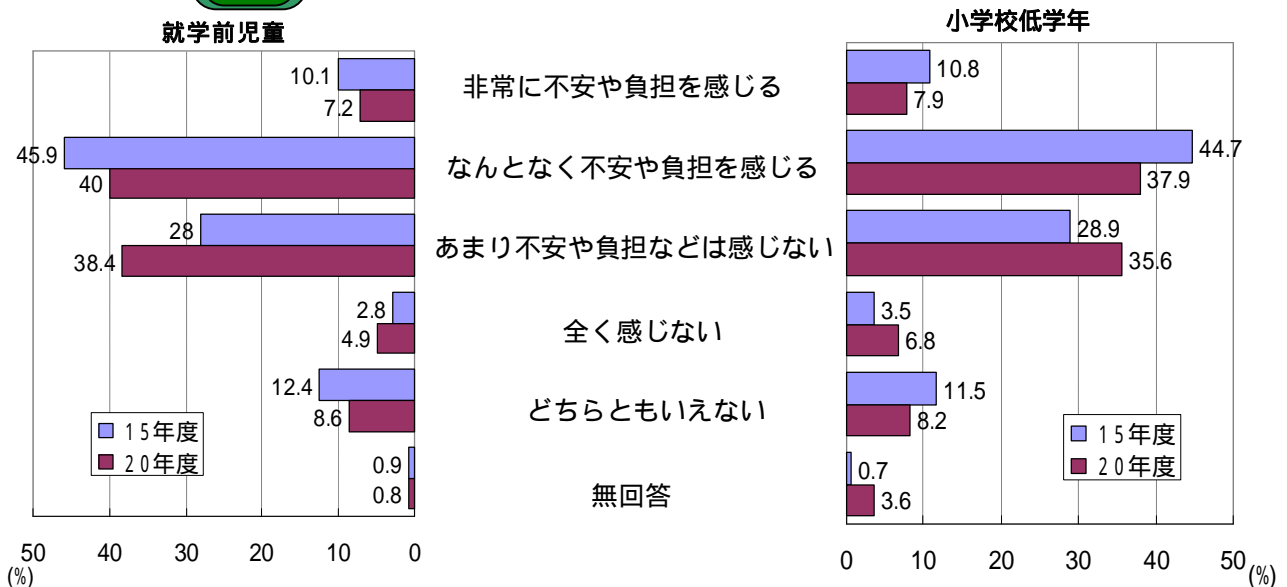
図1 札幌市は子どもを生き育てやすい環境であると思うか



～ 「子育てに関して不安や負担などを感じている」保護者の割合が減っています ～

札幌市が就学前及び小学校低学年の子どもの保護者に対して平成20年度に行った「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(以下「実態調査」という)によると、「子育てに関して不安や負担などを感じているか」との設問に、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合が、平成15年に行った同様の調査よりも減少しており、就学前の子どもの保護者で47.2%(-8.8ポイント)、小学校低学年の子どもの保護者で45.8%(-9.7ポイント)、全体では46.7%(-9.1ポイント)となっています。(図2)

図2 子育てに関して不安や負担などを感じているか



前期計画の評価(まとめ)

市民意識からみると、札幌市の子ども施策は一定の成果を生んでいると評価することができます。したがって、前期計画の基本的な考え方、取り組みについては、後期計画においても引き続き同様に推進していくことが適当と考えられます。

2 札幌市の現状

1 少子化の現状と背景

1 出生に関すること

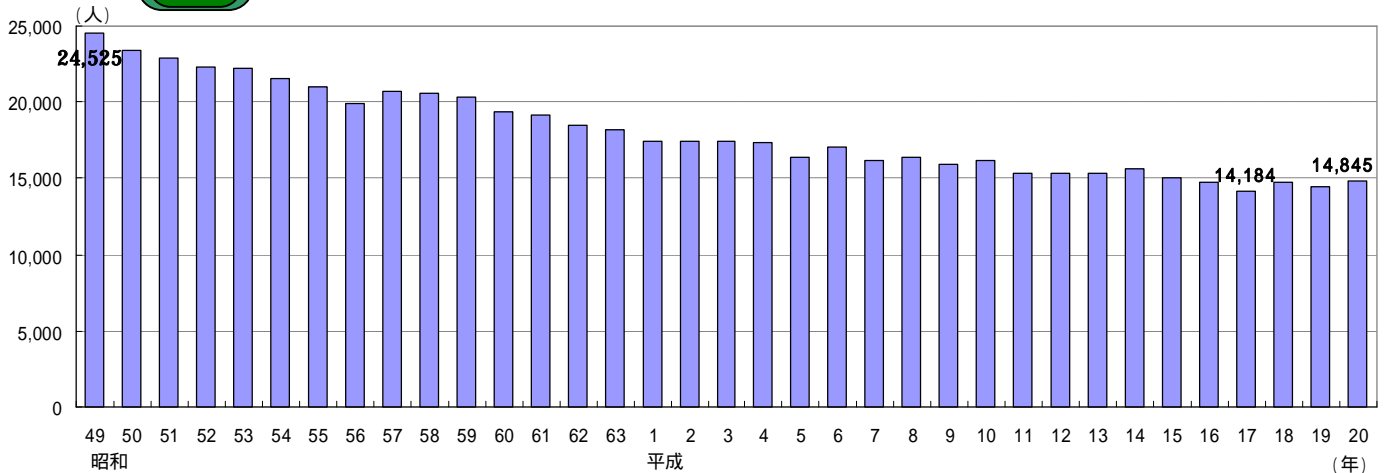
～ 出生数、合計特殊出生率のいずれも長期的に減少傾向にあり、少子化が進んでいます ～

札幌市の出生数は、昭和49年（第2次ベビーブーム期）の24,525人をピークに、その後ほぼ一貫して減少しています。平成17年には昭和49年以降最低の14,184人となり、ピーク時と比較すると約1万人も出生数が減少しています。その後は増減を繰り返し、平成20年には14,845人となっています。（図3）

また、合計特殊出生率（14ページ参照）をみると、札幌市では、昭和40年の1.93をピークに低下傾向にあり、平成17年には0.98と、昭和40年以降最低を記録しました。その後増減を繰り返し、平成20年には1.07となっています。この40数年間の間に一人の女性が一生のうちに産む子供の数が約2人から約1人に減少したことになります。（図4）

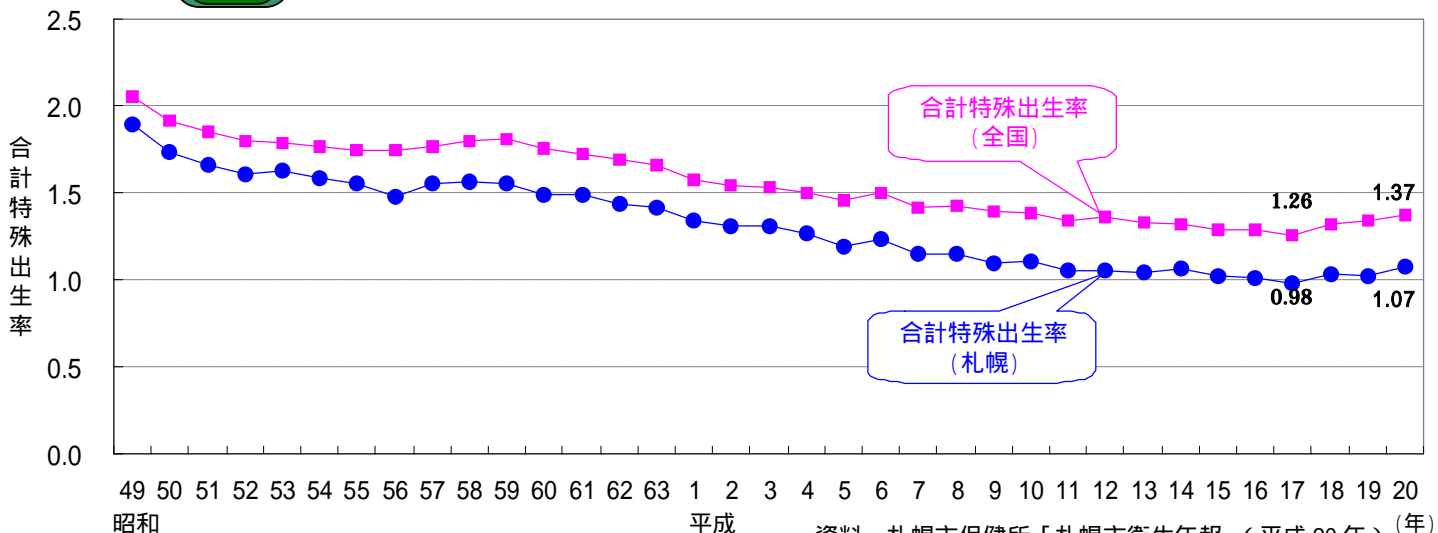
なお、札幌市の合計特殊出生率は、全国比較が可能な平成19年時点では、政令指定都市中で最も低い水準となっています。（表1）

図3 出生数の推移



資料 札幌市保健所「札幌市衛生年報」(平成20年)

図4 合計特殊出生率の推移



資料 札幌市保健所「札幌市衛生年報」(平成20年)

表1 政令指定都市の合計特殊出生率

| 市 | 札幌市 | 仙台市 | さいたま市 | 千葉市 | 川崎市 | 横浜市 | 新潟市 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 広島市 | 北九州市 | 福岡市 |
|---------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 合計特殊出生率 | 1.02 | 1.19 | 1.22 | 1.24 | 1.29 | 1.24 | 1.25 | 1.34 | 1.50 | 1.31 | 1.14 | 1.22 | 1.33 | 1.15 | 1.37 | 1.41 | 1.08 |

神戸市、福岡市は国勢調査（平成 17 年）時点の数値

資料 大都市比較統計年表（平成 19 年）

札幌市が 20 歳以上の男女を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「できれば持ちたい理想の子ども数」については、「3 人」が 40.8%、「2 人」が 39.2%になっているのに対し、「現在の子ども数と、今後持つ予定の子ども数」については、「2 人」が 38.3%と最も多く、次いで「いない」が 22.7%となっています。（図 5）（図 6）

図 5 できれば持ちたい理想の子ども数

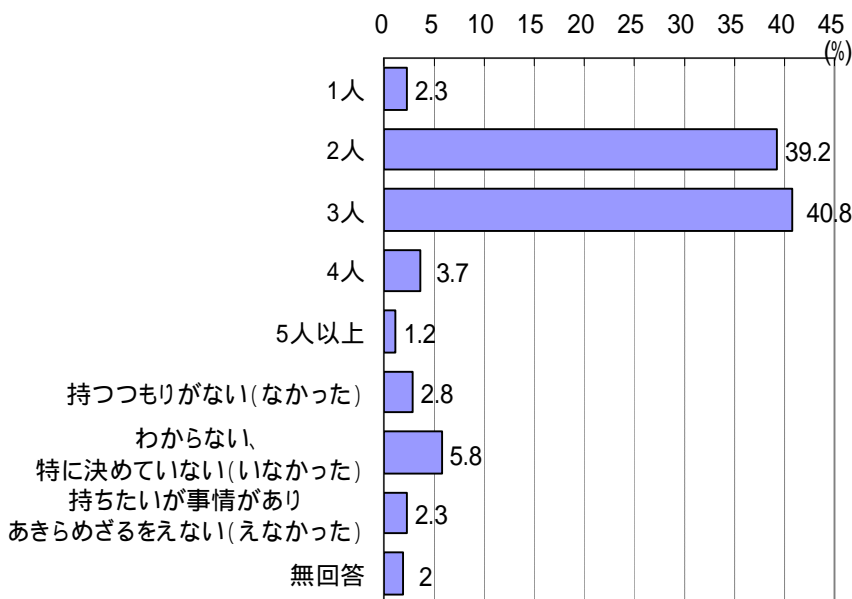
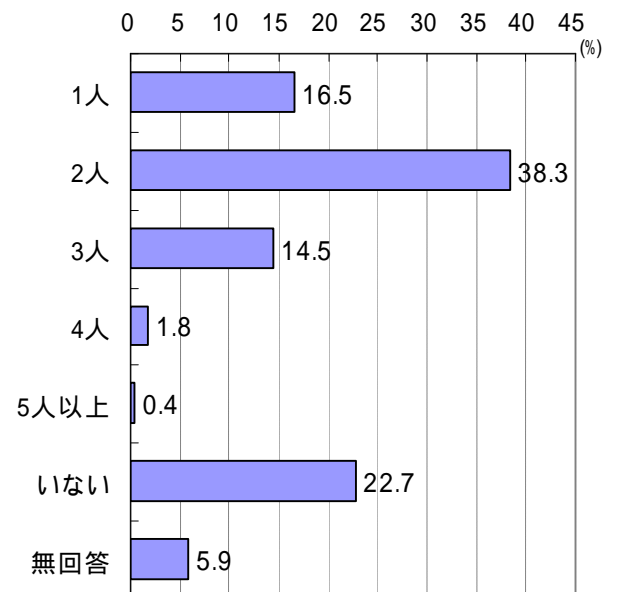


図 6 現在の子ども数と、今後持つ予定の子ども数



資料 札幌市男女共同参画室「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 18 年）

子どもを持つつもりがない（なかった）、理想の人数を持たない（持たなかった）理由については、「経済的負担が大きいから」が 28.5%で最も多く、次に「健康・体力に自信がないから」が 13.2%となっています。

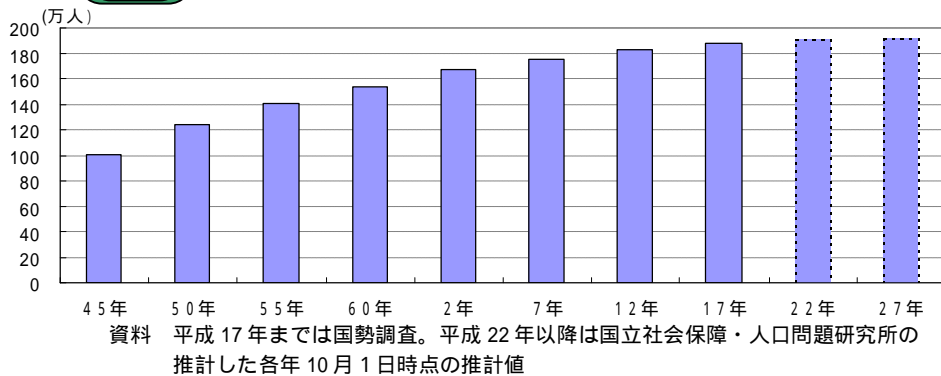
合計特殊出生率

15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。1 人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。
 なお、人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」といい、近年の日本における値は 2.07～2.08 とされている。（内閣府「平成 21 年版少子化社会白書」）

[札幌市の人口の推移]

札幌市の人口は、北海道開拓の拠点として創建されて以来ほぼ一貫して増加を続け、昭和45年に100万人を突破しました。その後も、人口の規模は拡大しているものの、出生率の低下などにより人口増加率の低下傾向が続いています。(図7)

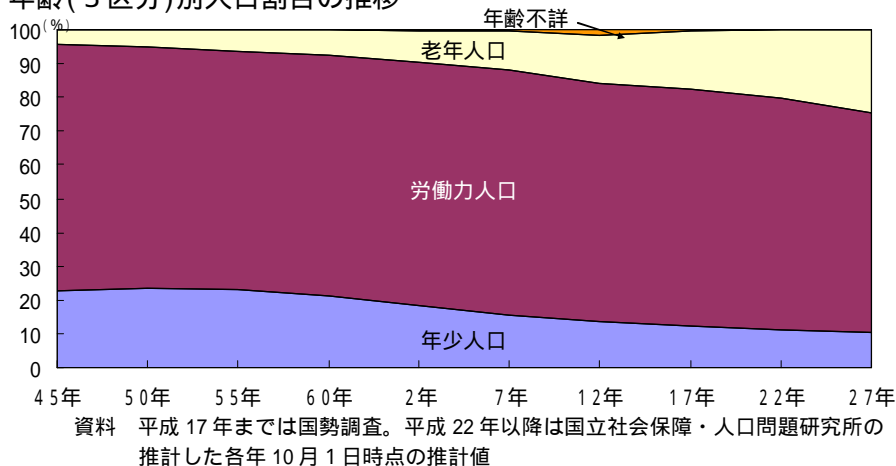
図7 総人口の推移



また、年齢別(3区分)で見ると、年少人口(14歳以下)は減少を続け、平成27年には総人口の10.2%にまで減少するものと推計されます。

一方、老年人口(65歳以上)は、今後も増加傾向で推移し、平成27年には総人口の24.8%になると推計されており、札幌市の少子高齢化が急速に進展していくことが推測されます。(図8)

図8 年齢(3区分)別人口割合の推移



2 婚姻に関すること

～ 未婚率が高いこと(結婚している人が少ないこと)と、初婚年齢が高いこと(結婚する年齢が高いこと)が、少子化の背景にあります ～

未婚率(15歳以上の人口に対する未婚者の割合)の上昇は、少子化の要因の1つとされています。

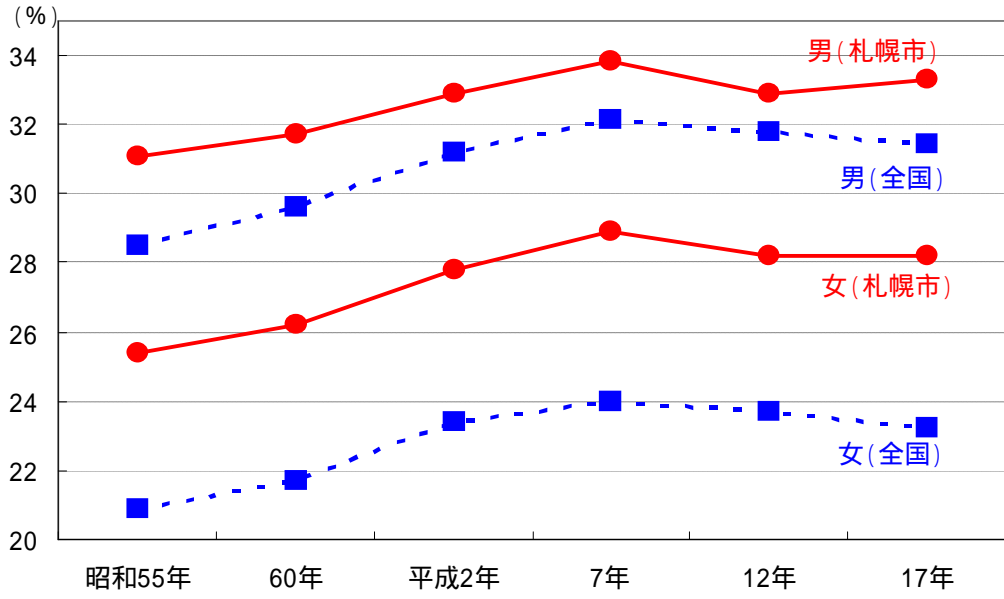
未婚率は、全国的にみて上昇傾向にあります。札幌市の平成17年度の未婚率を男女別に見た場合、男性の未婚率(33.3%)は、全国(31.4%)を1.9ポイント上回り、女性の未婚率(28.2%)は、全国(23.2%)を5.0ポイント上回っています。(図9)

また、札幌市の男女別の平均初婚年齢は、男性が全国とほぼ同水準で推移し、平成19年には30.0歳(全国は30.1歳)となっているのに対し、女性は常に全国平均を上回っており、平成19年には28.7歳(全国は28.3歳)となっています。(図10)

このことから、札幌市の特徴として、特に女性の未婚率と平均初婚年齢が高いことがあげられます。

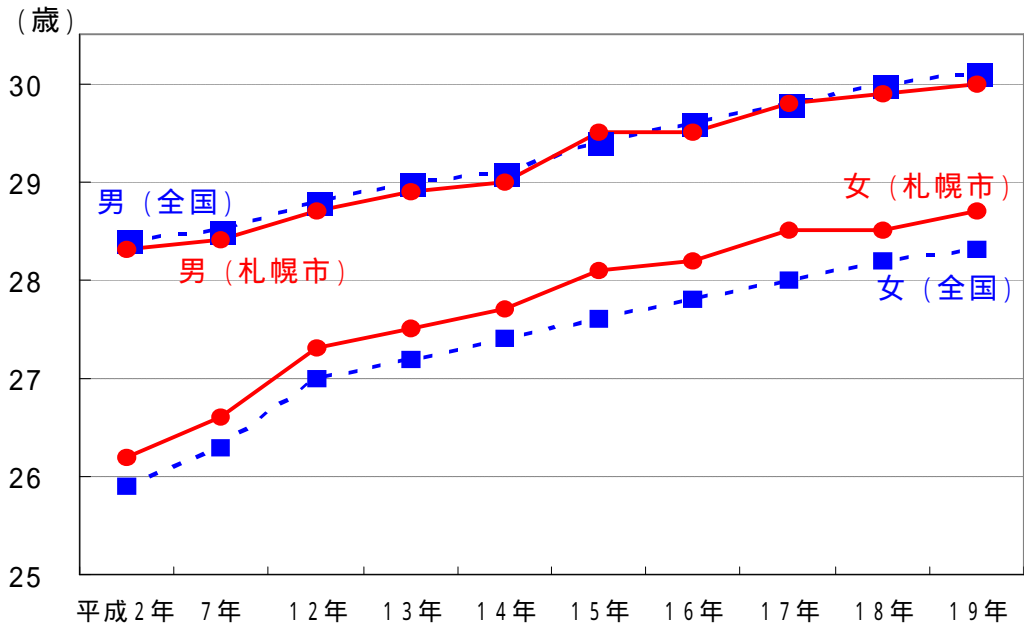
なお、札幌市における平成19年度の婚姻及び離婚の状況を見ると、婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)は6.0と、全国(5.7)より高いですが、離婚率(人口千人当たりの離婚件数)も2.45と、全国(2.02)を大幅に上回っています。

図9 未婚率の推移



資料 総務省統計局「国勢調査」

図10 平均初婚年齢の推移



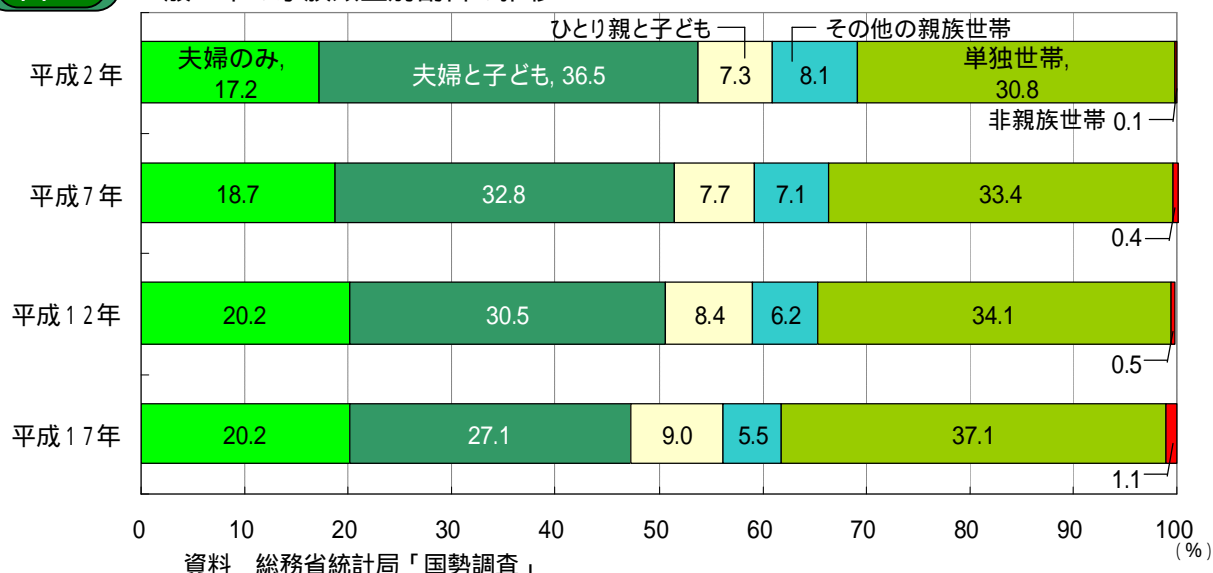
資料 厚生労働省「人口動態統計」(平成19年)

3 世帯に関すること

札幌市の家族類型をみると、「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯の割合が増加している一方、「夫婦と子ども」世帯の割合は年々減少しています。

また、三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」が減少し、「ひとり親子ども」世帯が増加していることから、保護者の育児負担が大きい世帯類型が増えていることが見受けられます。(図11)

図11 一般世帯の家族類型別割合の推移



4 就労に関すること

～ 札幌市では、男女ともに仕事にかかる時間が多く、仕事と子育ての両立が難しい現状があります ～

【出産を機に退職する女性】

札幌市の女性の年齢別労働力率を見ると、働いている女性の割合は20歳～24歳で急増し、25歳～29歳でピークを迎えた後に、30歳台で落ち込み、その後、45歳～49歳で次のピークを迎えるいわゆる「M字曲線」を表しています。(図12) これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向を表しているものです。

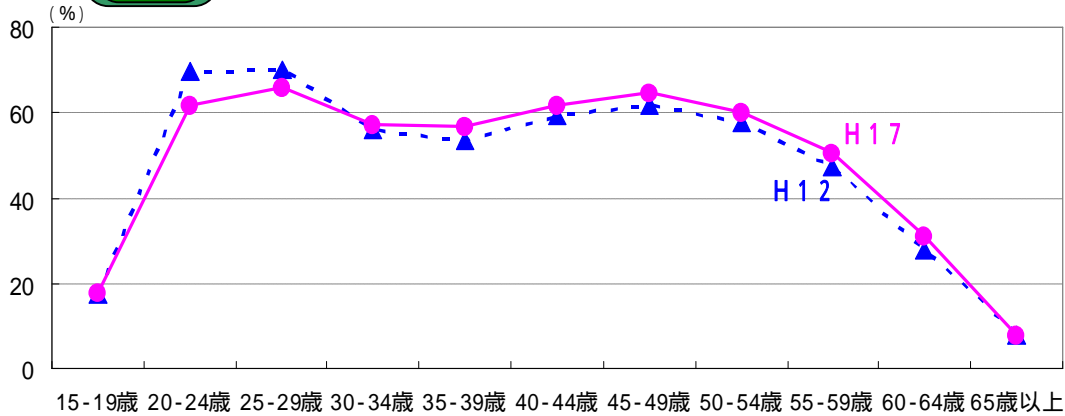
また、「実態調査」においても、働いていた女性のうち66.1%が、出産前後に離職していることが明らかになっています。

このうち、「育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば継続していた」と回答した人が23.8%、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば継続していた」と回答した人が16.2%いることから、多くの女性が、仕事と子育ての両立を希望しながらも環境面を理由に断念していることがわかります。(図13)

また、「実態調査」では、「結局は仕事を辞めなければならないのが現実」「産休＝退職の風土がある」「制度はあっても、現実には休業をとれない場合が多い」などの自由回答があり、両立が難しい実情がみられます。

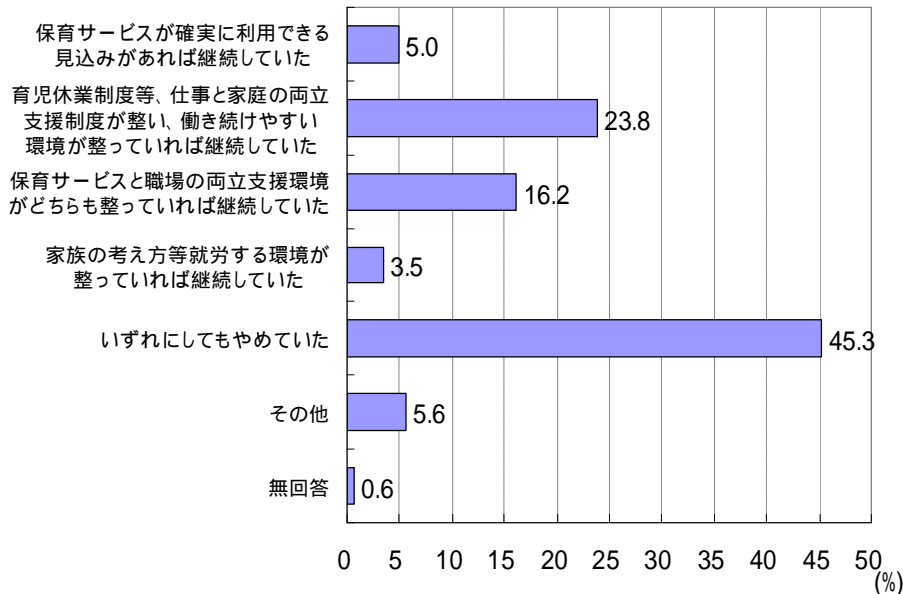
国においても、「出産前に仕事をしてきた女性の約7割が出産を機に退職しており、育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就労継続している女性の割合は、この20年間ほとんど変化がない」ことから、「就労と出産・子育てが二者択一となっている状況」が問題であるとし、「官民が一体となってこれまでの働き方を抜本的に改革し、仕事と生活の調和を推進」するとの方向性を示しています。(内閣府「平成21年度版少子化社会白書」)

図 12 札幌市における女性の年齢別労働力率



資料 総務省統計局「国勢調査」

図 13 仕事と家庭の両立を支援するサービスや環境が整っていたら、就労を継続したか



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成 20 年度)

【女性にとっての「仕事と家庭の両立」の難しさ】

実態調査によると、調査時点で働いていない就学前の子どもの母親のうちの 85.7%、小学校低学年の子どもの母親のうちの 76.4%が、これから働くことを希望していますが、これらの母親が「現在働いていない」理由について、半数以上が「働きながら子育てできる適当な仕事がない」と答えています。同調査の自由回答においても、子育てをしながら働ける場所は実際には少ないとの意見もあり、出産を機に離職した女性の再就職の難しさがうかがわれます。

また、女性の就業状況を見ると、札幌市の女性の「年間就業日数が 250 日以上」の割合が、政令指定都市中で最も高くなっています。(表 2) 休暇が取れない、または、取りづらい状況があるとすれば、子育てとの両立が可能な就職先を見つけることは難しく、また、働いている女性が両立の難しさを抱えていることが推測されます。

実際に、札幌市が行った調査では、約 8 割の方が、「女性が働く上で支障となること」として、「家事・育児・介護と仕事の両立が大変である」ことをあげています。(「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 18 年)

表2 政令指定都市の男女別就業状況（女性）

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 国 | 23,274 | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,323 | 40,618 | 42,662 |
| 北 海 道 | 895 | 711 | 671 | 821 | 862 | 954 | 1,417 | 1,644 |
| 札 幌 市 | 301 | 226 | 205 | 242 | 245 | 310 | 478 | 621 |

資料 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成18年)

【男性の働き方と女性の育児負担】

一方、男性の就業状況をみると、女性の場合と同様、「年間就業日数が250日以上」の割合は、政令指定都市中で最も高く、また、「週間就業時間が60時間以上」の割合も、京都市に並んで政令指定都市中で最も高いことがわかります。(表3)なお、前期計画策定前の平成14年時点でも、男性の就業日数及び週間就業時間は政令指定都市中で最も高い状況でした。

父親の就業時間が長く子育てに十分に関わられなければ、母親の家事・育児負担が大きくなります。札幌市では、他の政令指定都市と比較した場合、家事や子育ての多くを母親が負担していることが推測できます。

実態調査の自由回答においても、「育児が母親に偏りすぎているのは、父親の労働時間の長さや父親の産休・育休の取りにくさからきている」「残業が多く子どもと接する時間がとても少ない」との意見がみられます。

表3 政令指定都市の男女別就業状況（男性）

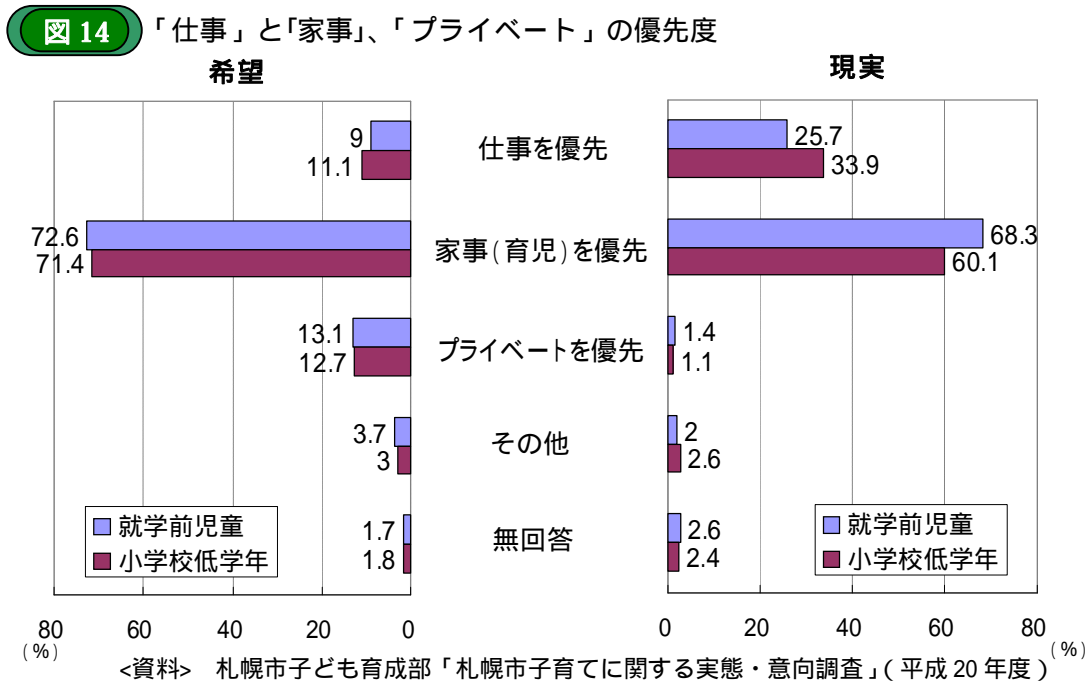
| 市 | 年間就業日数の割合(%) | | | 週間就業時間の割合(%) | | | | |
|-------|--------------|----------|--------|--------------|-------|-------|-------|--------|
| | 200日未満 | 200～249日 | 250日以上 | 19時間以下 | 20～29 | 30～42 | 43～59 | 60時間以上 |
| 札幌市 | 12.8 | 28.4 | 58.7 | 3.4 | 3.4 | 26.5 | 45.0 | 21.7 |
| 仙台市 | 12.5 | 32.6 | 54.9 | 3.3 | 2.6 | 28.0 | 46.7 | 19.3 |
| さいたま市 | 15.5 | 34.7 | 49.8 | 3.2 | 4.6 | 25.6 | 47.0 | 19.6 |
| 千葉市 | 14.1 | 35.8 | 50.1 | 4.0 | 4.1 | 29.1 | 45.9 | 16.9 |
| 川崎市 | 13.4 | 37.7 | 49.0 | 3.9 | 3.0 | 24.9 | 49.2 | 19.0 |
| 横浜市 | 12.9 | 39.5 | 47.7 | 4.1 | 2.6 | 26.1 | 47.6 | 19.6 |
| 静岡市 | 12.9 | 31.3 | 55.8 | 2.6 | 3.9 | 25.0 | 50.9 | 17.5 |
| 名古屋市 | 13.4 | 32.6 | 54.0 | 3.6 | 3.6 | 25.6 | 48.1 | 19.0 |
| 京都市 | 15.3 | 28.6 | 56.2 | 4.7 | 4.2 | 24.6 | 44.8 | 21.7 |
| 大阪市 | 14.4 | 30.9 | 54.7 | 3.8 | 3.8 | 24.9 | 46.8 | 20.7 |
| 堺市 | 15.7 | 31.0 | 53.3 | 3.6 | 3.2 | 26.5 | 48.7 | 18.0 |
| 神戸市 | 14.0 | 33.0 | 53.1 | 3.8 | 4.2 | 29.1 | 43.7 | 19.1 |
| 広島市 | 13.8 | 31.2 | 55.0 | 3.3 | 4.0 | 26.6 | 46.6 | 19.4 |
| 北九州市 | 15.4 | 29.4 | 55.2 | 2.9 | 3.8 | 30.3 | 46.3 | 16.7 |
| 福岡市 | 13.6 | 31.2 | 55.2 | 3.9 | 3.3 | 25.1 | 46.3 | 21.4 |

資料 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成18年)

【ワーク・ライフ・バランス（9ページ参照）に関する意識・考え方】

実態調査によると、就学前の子どもの保護者のうち 25.7%、小学校低学年の子どもの保護者のうち 33.9% が、現実に「家事（育児）よりも仕事を優先している」と回答しており、希望している優先度とは開きがあることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を社会的に進めていく必要があると考えられます。（図 14）

なお、同調査の自由回答では、「個々人の意識が変わらないと現実問題として何も解決しない」「急な休みを取らざるを得なかった場合など、肩身の狭い思いをすることがある」など、職場全体の意識が変わることの必要性を訴える回答が寄せられています。



ワーク・ライフ・バランスを推進するには、企業側の理解・支援が必要です。企業側の考え方をみると、札幌市が平成 19 年に市内企業に実施したアンケート調査では、88.6%の企業が「仕事と私生活のバランスがとれてこそ、よりよい成果が得られる」という考え方に肯定的である一方で、仕事と家庭の両立を（法律の範囲を超えて）「積極的に支援している（していきたい）」と考えている企業は、46.4%に留まっています。

（図 15）

また、「法律の範囲内で支援している」と考えている企業の 68.1%が、その理由を「費用や人に余裕がない」ためとしており、このことがワーク・ライフ・バランスを進めていくうえでの課題となっています。（図 16）

また、取り組みを進めるために最も望まれる行政からの支援・補助として、財政的な支援があげられています。

（図 17）

図 15

仕事と家庭の両立支援についての考え

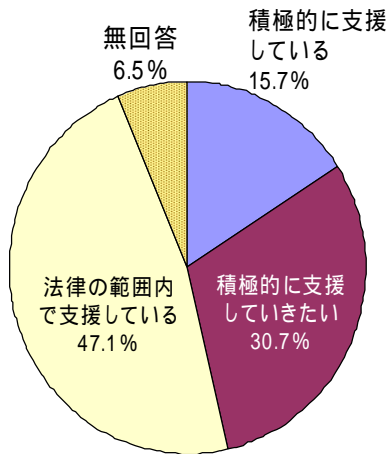


図 16

(支援を) 法律の範囲内とする理由

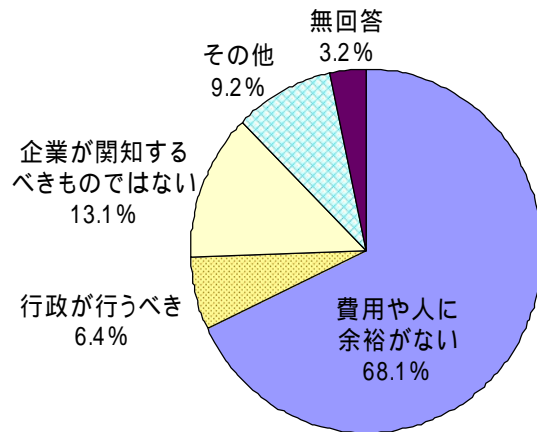
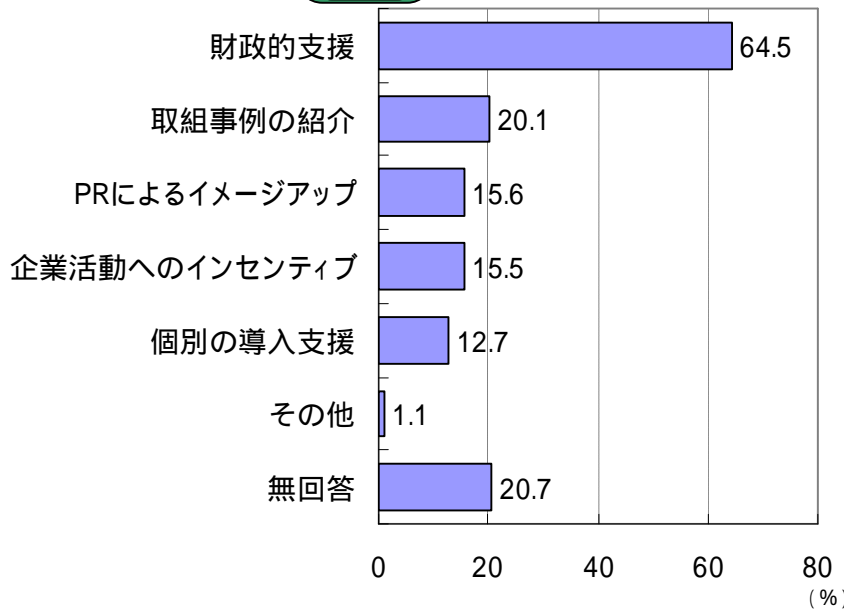


図 17

望まれる行政の支援



<資料> 企業における仕事と家庭の両立支援に関する調査 (平成 19 年)

2 子育て家庭の現状

1 子育てに対する悩み・不安に関すること

～ 子育ての楽しさを感じる一方で、不安感や負担感を抱えています ～

実態調査によると、就学前の子どもと小学校低学年の子どもの保護者のうち8割以上が「(子育てを)楽しいと感じることの方が多い」または「楽しさ、辛さが同じくらい」と回答しています。

しかし、前期計画策定前の平成15年調査時からは減少したものの、子育てに関して不安や負担などを感じる割合は、就学前の子どもの保護者では47.2%、小学校低学年の子どもの保護者では45.8%となっており、依然として5割近い保護者が「不安感や負担感」を抱えていることがわかります。

(12ページ 図2参照)

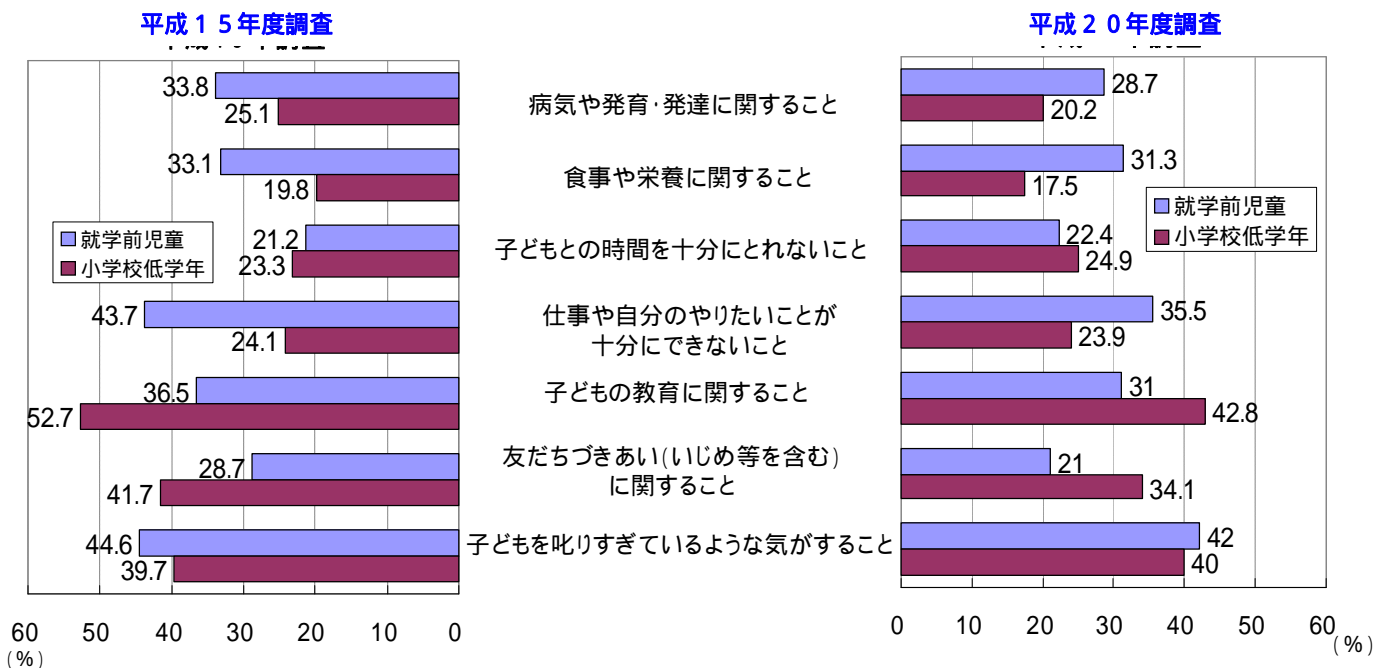
【子育てに関する悩み・気になること】

「子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること」の設問では、就学前の子どもの保護者、小学校低学年の子どもの保護者の4割が、「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えており、子どもとの関わり方に悩んでいることがわかります。

また、小学校低学年の保護者では、最も多くの保護者が「子どもの教育に関すること」をあげています。

なお、平成15年調査時と比較して、ほぼすべての項目で割合が低下していますが、「子どもとの時間を十分にとれないこと」については、就学前・小学校低学年の子どもの保護者とも微増しています。(図18)

図18 子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること



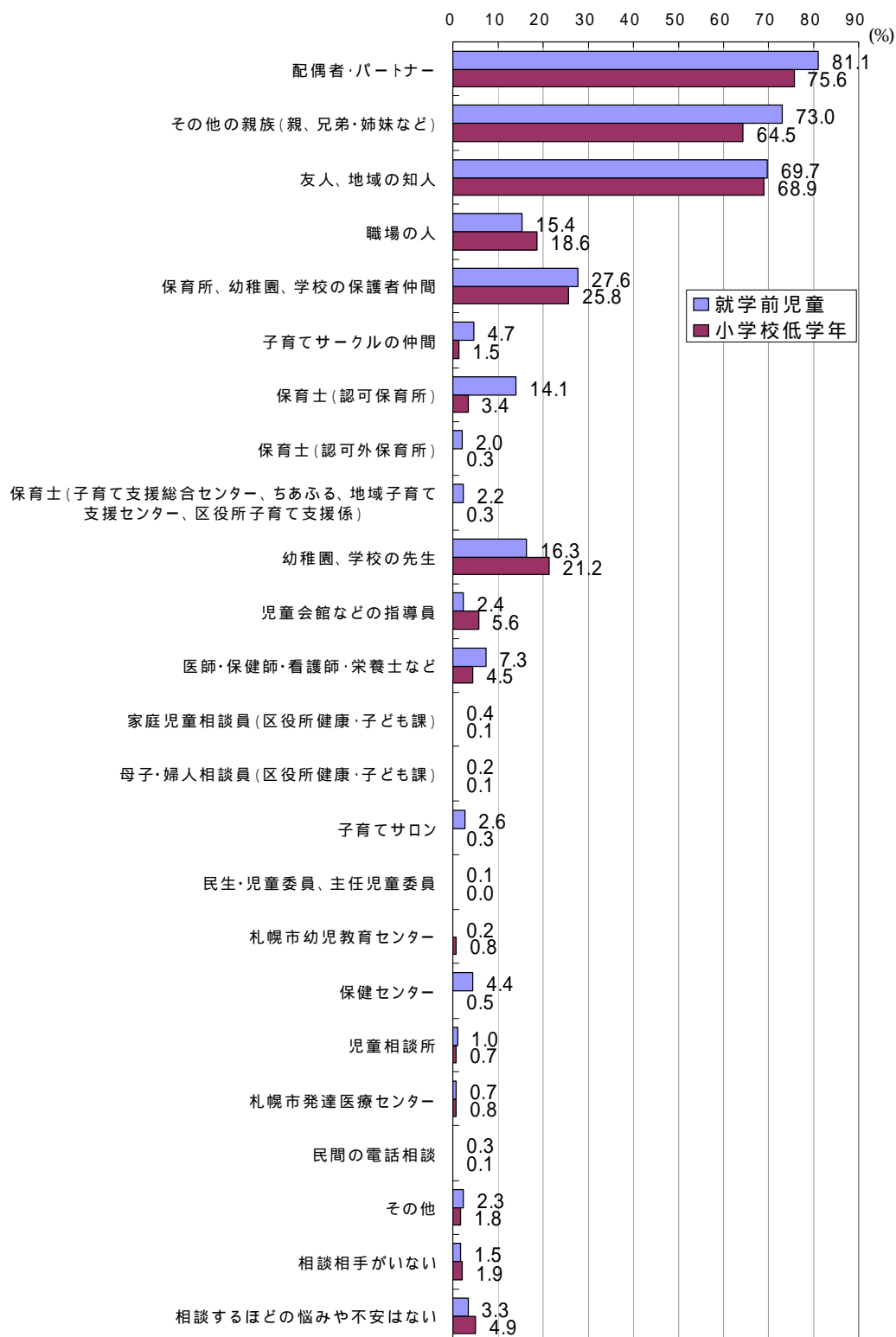
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年度)

札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

【子育てに関する悩みの相談相手】

悩みの相談先としては、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」や「友人、地域の知人」が主要な相談先となっています。（図19）

図19 子育てに関する悩みの相談相手



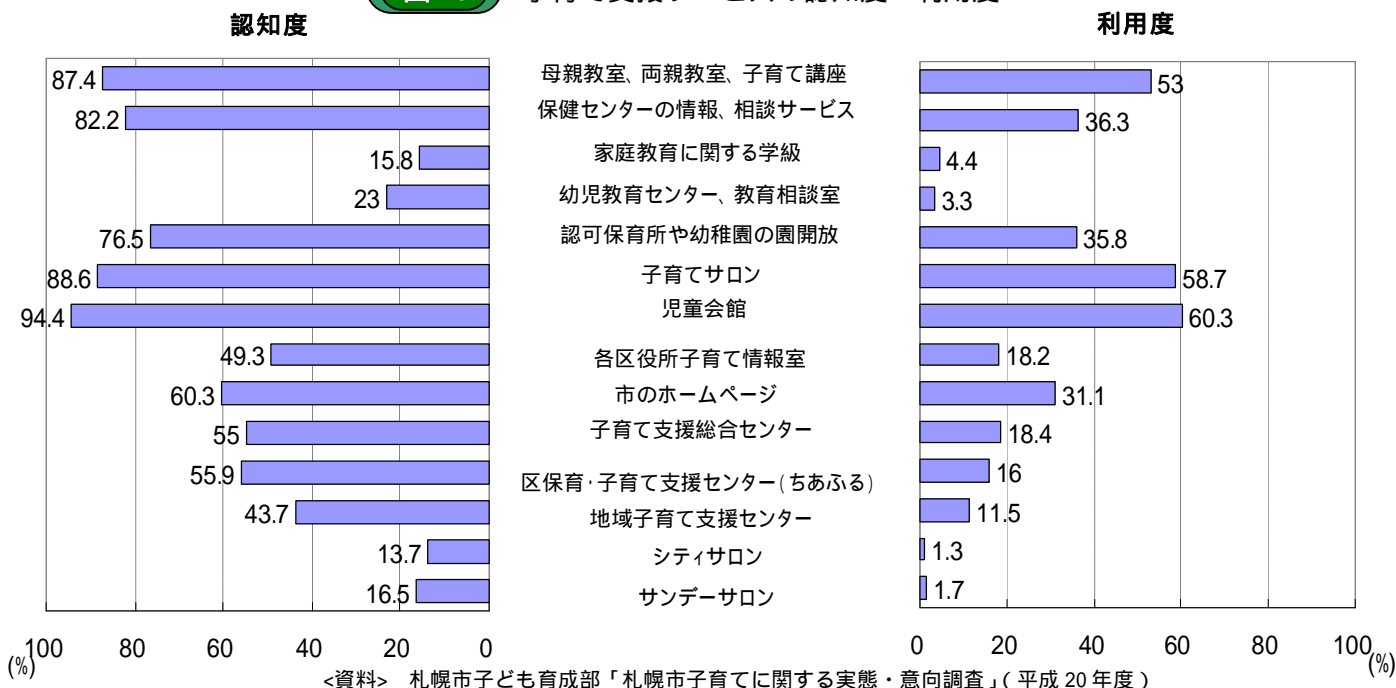
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

2 子育て支援サービスに関すること

地域での主要なサービスの場である「児童会館」「子育てサロン」、保健センター等で行われる「母親教室、両親教室、子育て講座」は、高い割合で知られており、また、5割以上の保護者が利用しています。

一方で、あまり知られていないサービスも多いことがわかります。(図20)

図20 子育て支援サービスの認知度・利用度



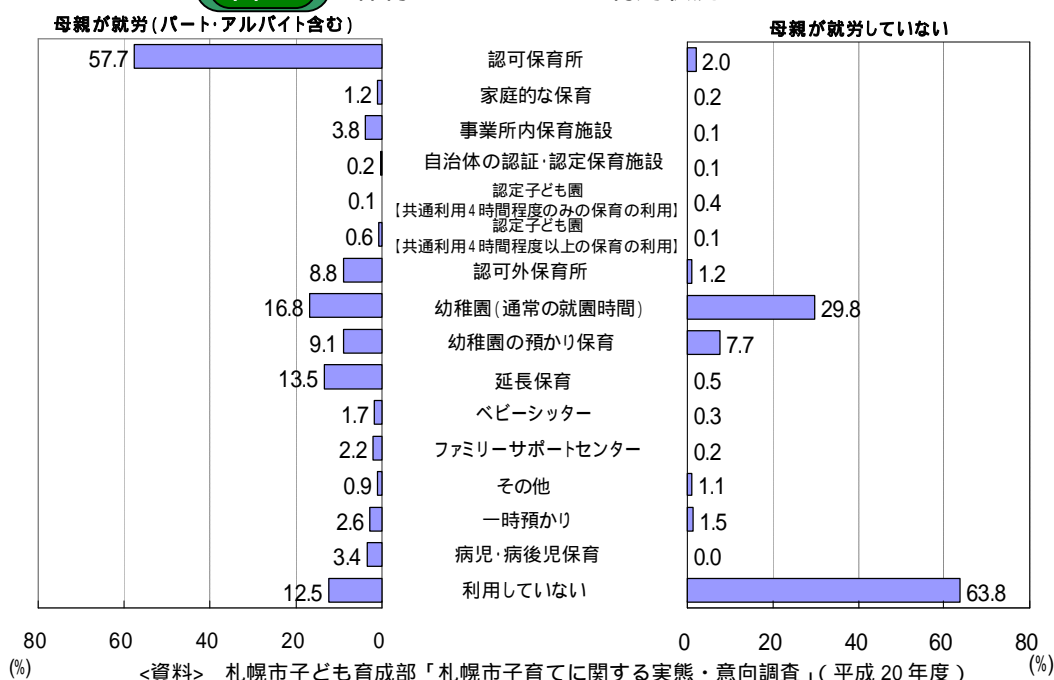
3 保育サービスに関すること

【保育サービスなどの利用状況】

実態調査によると、就学前の子どもの保護者のうち 55.7%が、何らかの保育サービスを定期的に利用しています。利用している保育サービスの内訳をみると、母親が就労している場合は、57.7%が認可保育所を利用しています。また、延長保育の利用は 13.5%いることがわかります。

母親が就労していない場合については、29.8%が幼稚園を利用しています。(図21)

図21 保育サービスなどの利用状況



【認可保育所の定員と待機児童の状況】

札幌市では、順次、認可保育所を整備し定員を拡充しており、前期計画策定前の平成 15 年 4 月 1 日時点で、認可保育所の定員が 14,579 人であったのに対し、平成 21 年 4 月 1 日時点では、17,385 人（+2,806 人）となっています。（図 22）

しかし、近年、保育所整備を上回る保育所利用希望者の急激な増加に伴い、前期計画策定前の平成 15 年 4 月 1 日時点では、待機児童数（利用希望があっても空きがないために入所できない子どもの数。ただし、特定の保育所のみを希望している方を除く。）が 184 人であったのに対し、平成 21 年 4 月 1 日時点では、402 人（特定の保育所のみを希望している場合で、空きがないために入所できない方は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 488 人）となっています。（図 23）

図 22 認可保育所の定員の推移（各年 4 月）

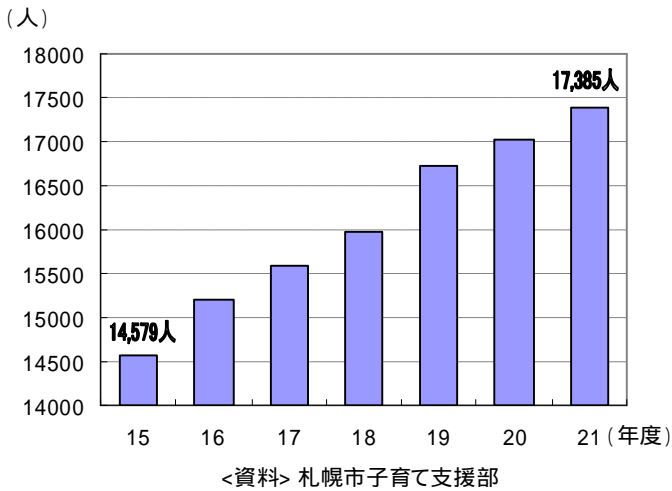
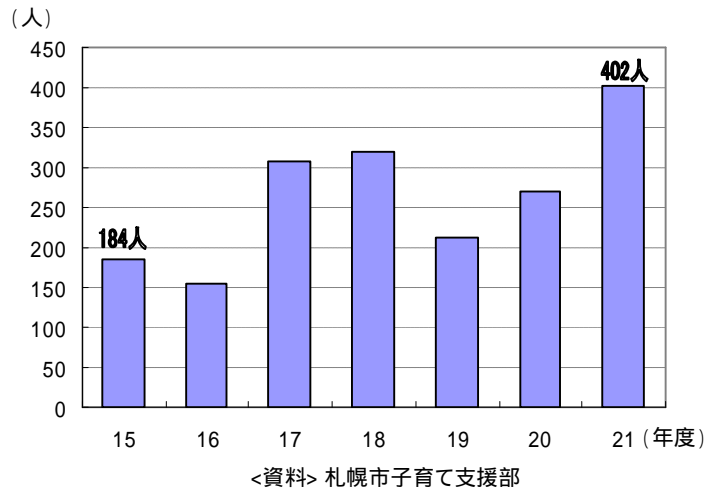


図 23 待機児童数（特定の保育所のみを希望している方を除く。）の推移（各年 4 月）



また、希望する時期に保育サービスを利用できなければ、育児休業明けの職場復帰が難しい場合があります。実態調査では、「育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか」との設問に対し、「育児休業期間を調整せずに利用できた」保護者は 48.2%であり、「育児休業期間を調整したので利用できた」保護者は 20.9%となっています。

「利用できなかった」と回答した 12.2%は、希望とは違う認可保育所の利用や、他の保育サービスの利用などで対応したほか、「仕事を辞めた」保護者もいます。（図 24）（図 25）

図 24 育児休業明けの保育サービスの利用

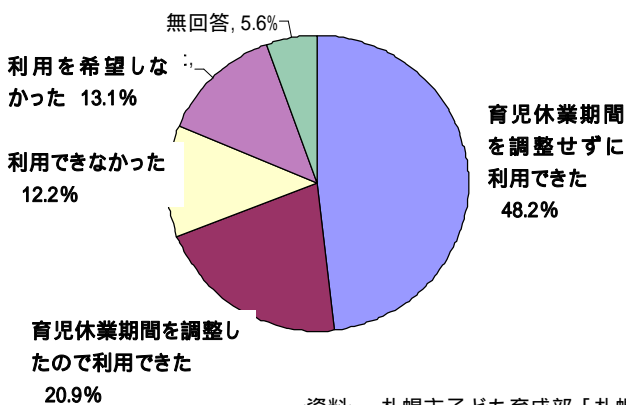
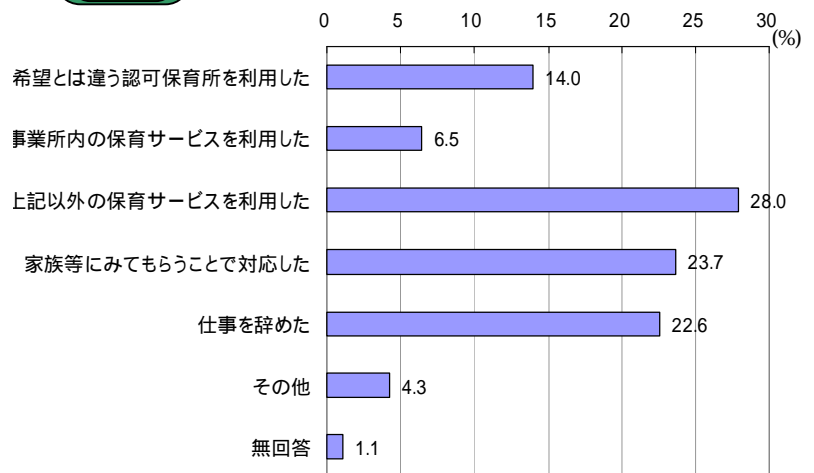


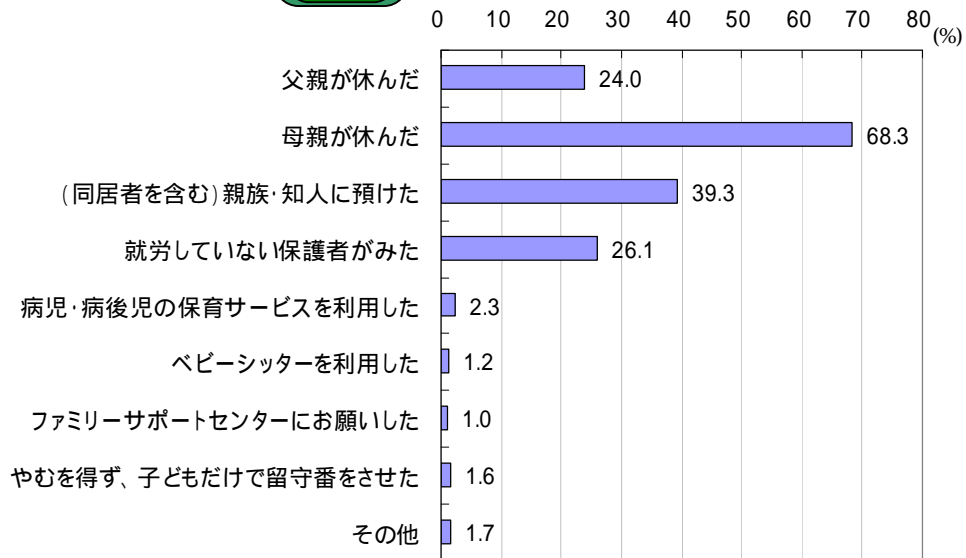
図 25 保育サービスが利用できなかった場合の対応



【病気やケガの子どもに対する保育】

実態調査によると、33.1%の保護者が、過去1年間に子どもの病気やケガで保育サービスが利用できなかったことがあったと回答しており、そのうち68.3%が「母親が休んだ」、39.3%が「(同居者を含む)親族・知人に預けた」と回答しています。(図26)

図26 保育サービスが利用できなかった時の対処方法

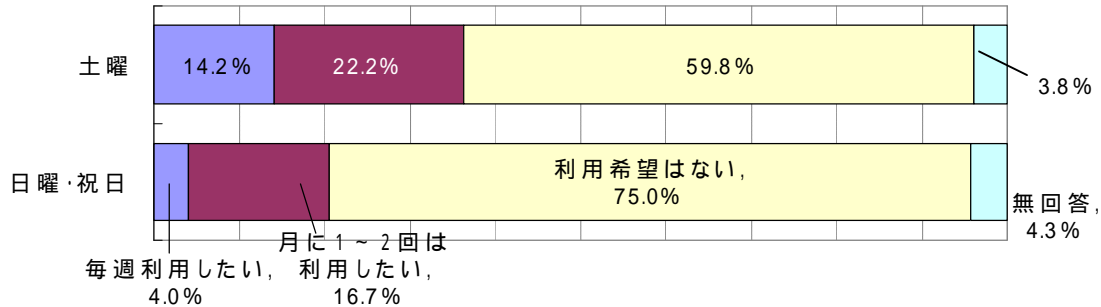


<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

【土曜と日曜・祝日の保育】

実態調査によると、土曜及び日曜・祝日に保育サービスを「毎週利用したい」「月に1~2回は利用したい」の合計は、土曜で36.4%、日曜・祝日で20.7%となっています。(図27)

図27 土曜と日曜・祝日の保育サービスの利用希望



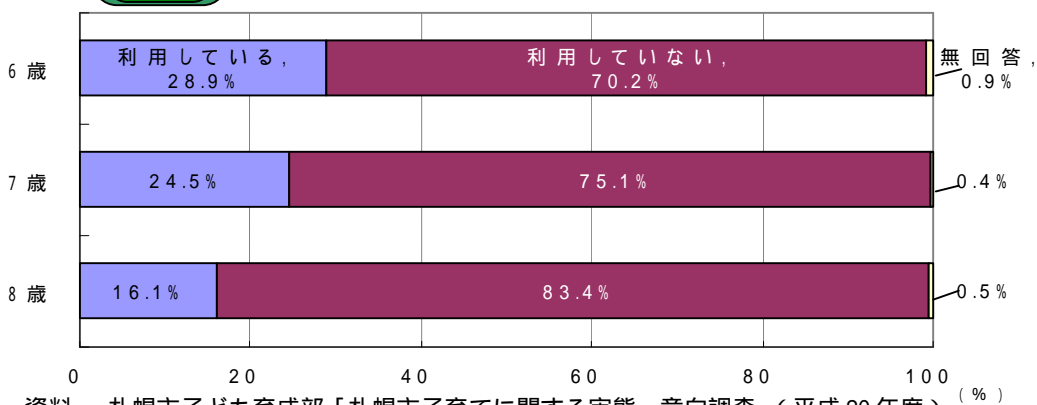
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

4 放課後児童クラブに関すること

実態調査によると、放課後児童クラブを利用している割合は、6歳の子どもでは28.9%であり、年齢が高くなるにつれて減少していきます。(図28) 利用日数は「週5日」が最も多く41.2%になっています。

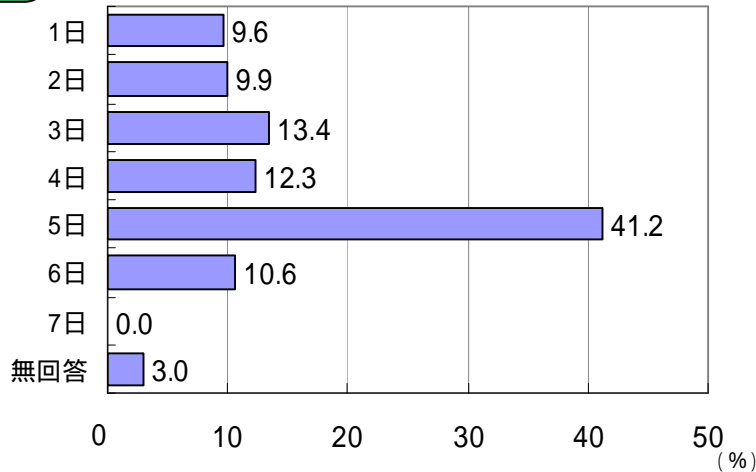
(図29)

図28 放課後児童クラブの利用状況



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

図 29 放課後児童クラブの1週間あたりの利用日数



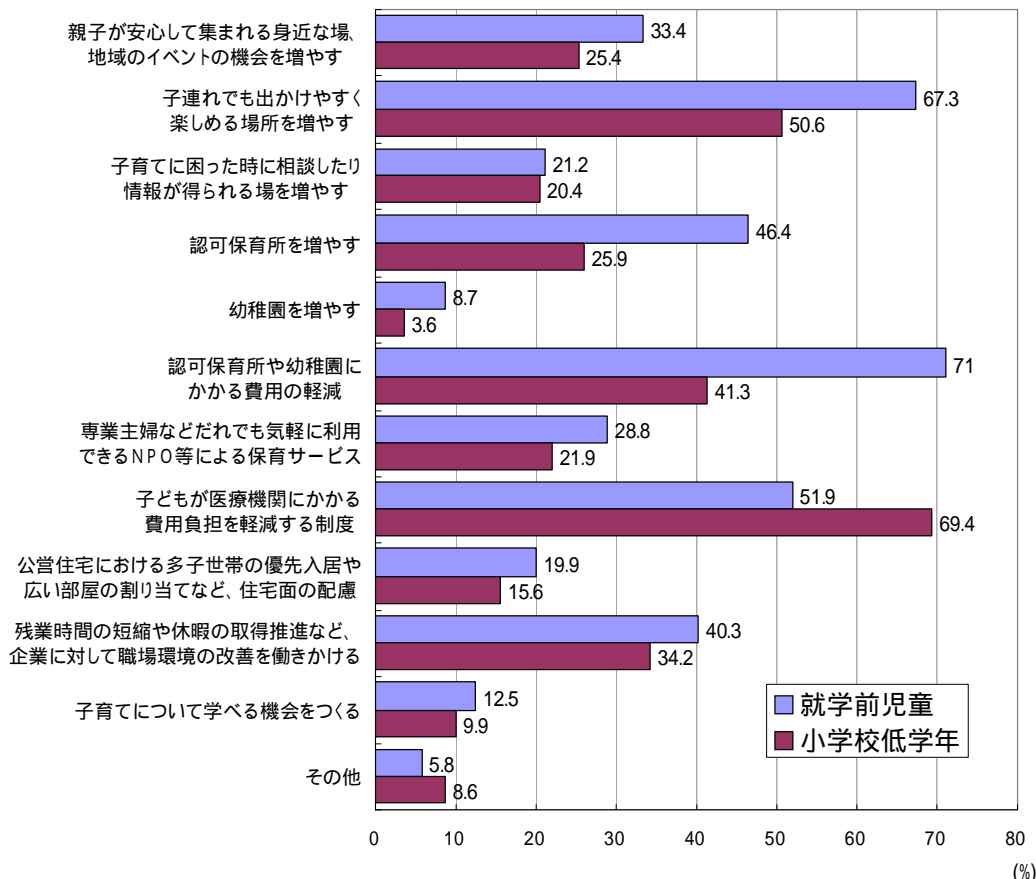
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

5 子育て家庭が望んでいる支援策に関すること

～ 経済的な支援策が求められています ～

実態調査によると、就学前の子ども保護者では、「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」を望んでいる割合が最も多く、また、小学校低学年の子ども保護者では、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」を望んでいる割合が最も多いことから、経済的な支援にかかるニーズが高くなっていることがうかがえます。(図30)

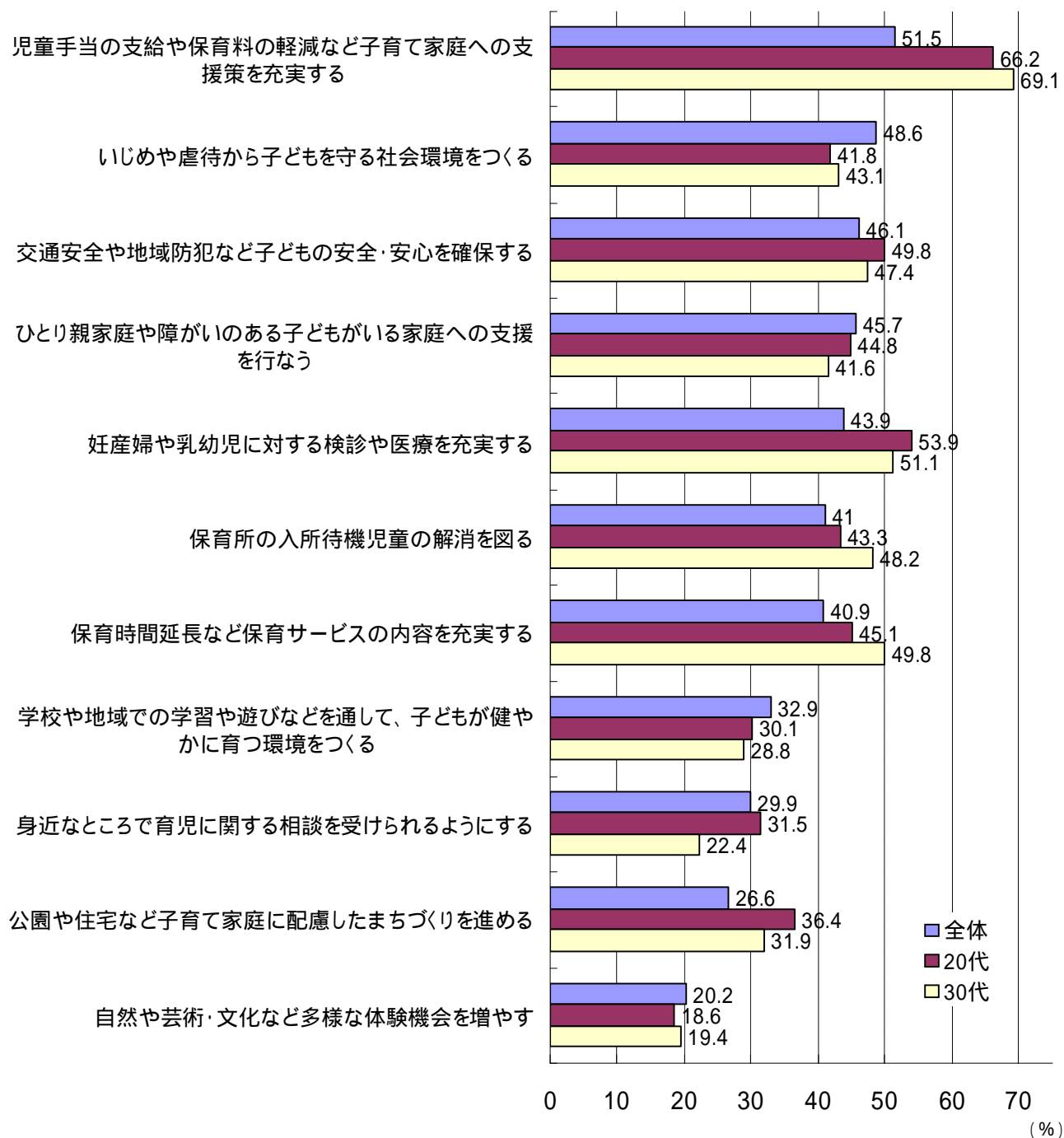
図 30 どのような支援策が望ましいと思いますか



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

また、札幌市が別途実施している評価指標達成度調査においても、「子育てしやすいまちにするために積極的に取り組んでほしいもの」として「児童手当の支給や保育料の軽減など子育て家庭への支援策を充実する」が最も支持されており、20代・30代の、これから子育てする世代や現在子育てに取り組んでいる世代に特に顕著な傾向となっています。(図31)

図31 札幌市への要望(積極的に取り組んでほしいもの)



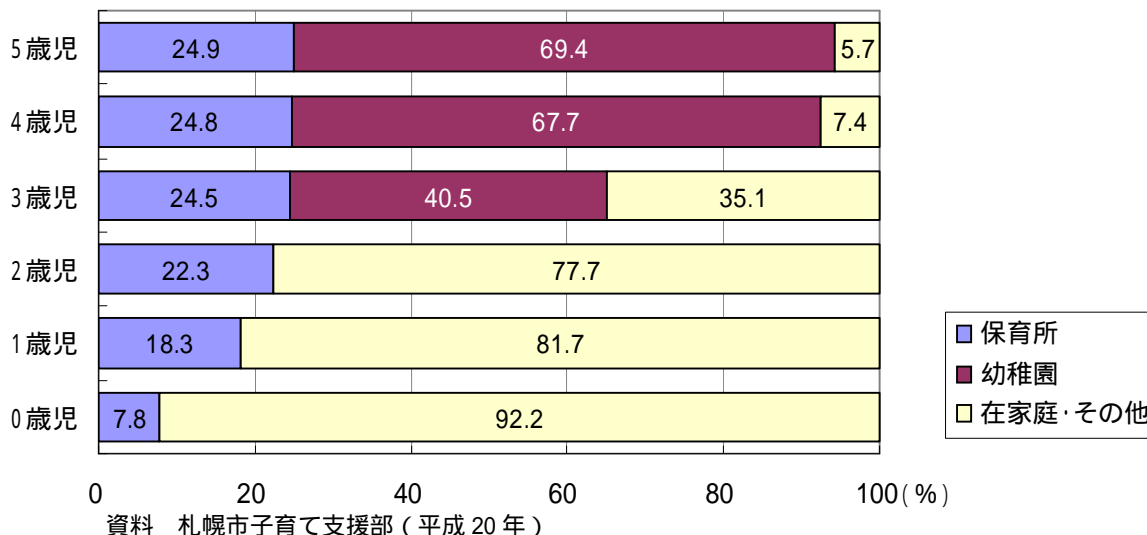
資料 札幌市市長政策室「評価指標達成度調査」(平成20年度)

3 子どもの育ちの現状

1 就学前の子どもの日中の過ごし方に関すること

札幌市の就学前の子どもが日中過ごす場を見ると、3歳未満の子どもの約8割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園に通っています。(図32)

図32 札幌市の就学前児童の日中の過ごし方



2 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方に関すること

実態調査によると、小学校低学年の子どもは、16時までは家や公園で友達と過ごしたり学校や児童クラブで過ごす場合が多く、16時以降は自宅で過ごす割合が高くなっています。また、16時以降、学習塾や習い事をする子どもも多くいます。(表4)

表4 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方

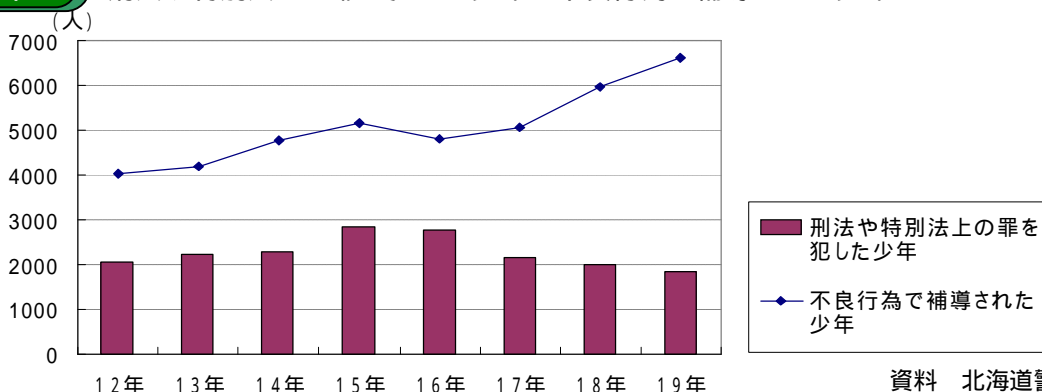
| | 14～16時 | 16～18時 | 18～20時 | 20時以降 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 学校で過ごす | 14.5% | 0.1% | - | - |
| 放課後児童クラブで過ごす | 14.0% | 8.3% | 0.1% | - |
| 家で保護者と兄弟姉妹と過ごす | 11.0% | 35.6% | 65.5% | 66.5% |
| 家で保護者など大人の家族と過ごす | 4.5% | 13.0% | 24.5% | 25.0% |
| 家で兄弟姉妹など子どもだけで過ごす | 1.7% | 4.1% | 1.2% | 0.2% |
| 家でひとりで過ごす | 1.3% | 3.1% | 0.8% | 0.2% |
| ベビーシッターなどと過ごす | 0.1% | - | - | - |
| 友達の家で遊ぶ | 18.3% | 4.3% | - | - |
| 公園などで友達と遊ぶ | 17.6% | 3.6% | - | - |
| 児童会館などの公共の施設を利用する (放課後児童クラブを除く) | 3.8% | 2.1% | 0.1% | - |
| 地域活動 | 0.3% | 2.0% | 0.3% | 0.1% |
| 学習塾や習い事に行く | 5.3% | 17.3% | 2.0% | 0.2% |
| その他 | 3.5% | 2.1% | 0.6% | 2.2% |

<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

3 少年非行・犯罪に関すること

少年の非行や犯罪については、北海道警察本部の統計によると、平成19年の「刑法や特別法上の罪を犯した少年」の数(1,843人)は、前期計画策定前の平成15年(2,842人)より減少していますが、一方で「不良行為で補導された少年」の数(6,611人)は平成15年(5,151人)より増加しています。(図33)

図33 刑法や特別法上の罪を犯した少年・不良行為で補導された少年



資料 北海道警察本部

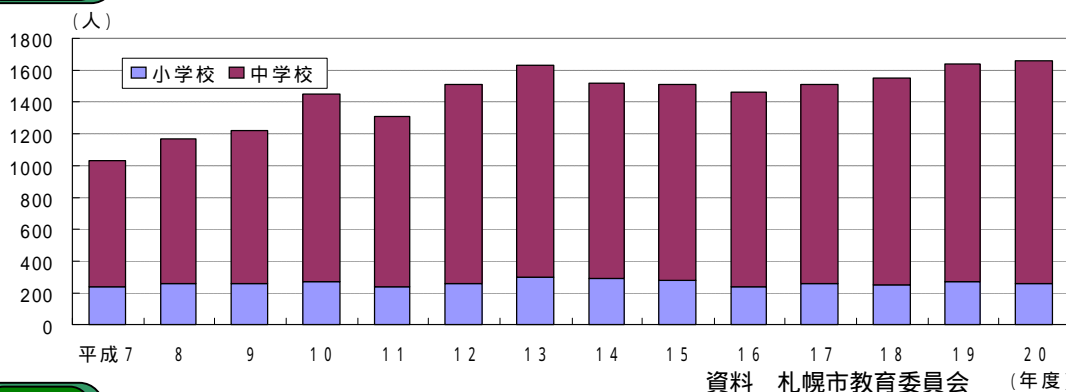
4 不登校に関すること

不登校児童生徒数については、小中学校では、1,514人(平成15年度)から1,659人(平成20年度)になっており、増加傾向にあります。(図34)

不登校状態が継続している理由は、小学校、中学校とも「不安などの情緒的混乱」が最も多く、次に「無気力」となっています。中学校で次に多いのは「いじめを除く他の児童生徒との関係」となっています。

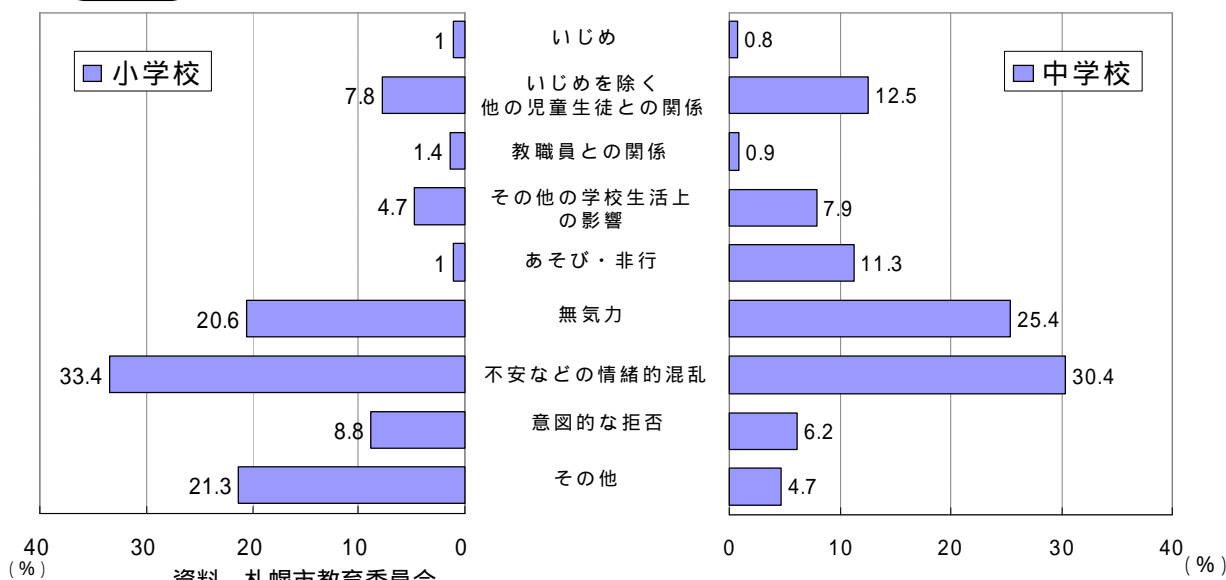
(図35)

図34 不登校児童生徒数の推移



資料 札幌市教育委員会 (年度)

図35 不登校が継続している理由



資料 札幌市教育委員会

5 児童虐待に関すること

児童虐待への対応については、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行及びその後の改正などにより、制度的には充実が図られてきましたが、依然として全国の児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、札幌市においても、平成15年度の205件から平成20年度の621件まで3倍以上に増加している状況です。(表5)

平成20年度の虐待の内容は、ネグレクト(養育の怠慢・拒否等)が最も多く、全体の62.6%を占めており、以下、身体的虐待(18.7%)、心理的虐待(17.9%)、性的虐待(0.8%)となっています。

また、主な虐待者の内訳では、実母によるものが63.5%と最も多く、次いで実父(24.6%)、実父以外の父親(10.0%)と続いています。

表5 児童虐待の受理件数の推移

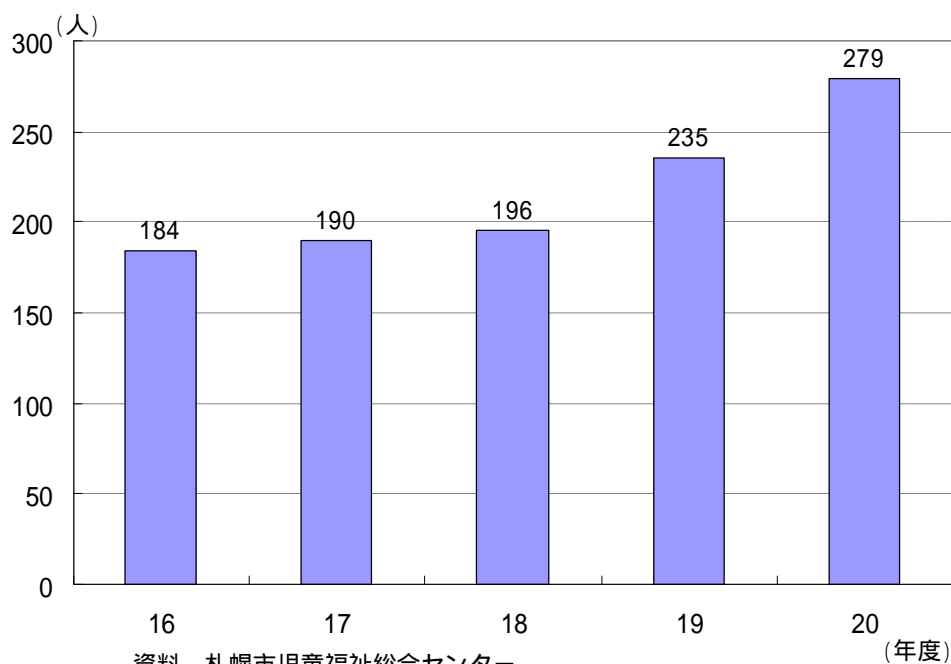
| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 国 | 23,274 | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,323 | 40,618 | 42,662 |
| 北 海 道 | 895 | 711 | 671 | 821 | 862 | 954 | 1,417 | 1,644 |
| 札 幌 市 | 301 | 226 | 205 | 242 | 245 | 310 | 478 | 621 |

資料 札幌市児童福祉総合センター

虐待件数の増加に伴い、虐待を理由として、保護者のもとを離れて児童養護施設や里親のもとで生活する子どもも増加しており、平成20年度は平成16年度に比べて1.5倍(95人増)となっています。

(図36)

図36 被虐待児施設在籍数(里親委託児童を含む。各年4月1日現在)



3 後期計画の課題

～ 札幌市の現状などからみて、後期計画でより重点を置く必要があるのは、次の4点と考えられます ～

1 子どもの権利を保障する取り組みの推進

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です」。この書き出しから始まる子どもの権利条例の前文は、子どもが、権利を行使する主体として、様々な経験を積み重ねるなど、豊かな子ども期を過ごす中で、やがて、次代を担う自立した社会性のある大人へと成長・発達する存在であることを明らかにしています。

子どもを取り巻く環境が急速な変貌を遂げる中、いじめや引きこもり、ニートといった子どもの育ちに関する問題が全国的に顕在化しています。このことは、札幌市においても例外ではなく、権利の主体として子どもの健全な成長発達のための環境づくりが重要な課題となっています。

子どもの育つ場の中心は、幼少期には家庭、学齢期には学校、さらには地域と、成長発達に応じて移り変わり、広がっていきます。したがって、社会全体が「子どもの権利」についての十分な認識をもち、成長発達する存在としての子どもと、子どもの最善の利益の実現に向けた大人の責任を理解する必要があります。そして、家庭や学校、地域といった、子どもの生活するあらゆる場面で、子どもの権利の保障を進め、子どもが、のびのびと育ち、自分らしさや可能性を最大限に実現し、さらには、社会の中で果たすべき役割や意義を見出すことができるよう、社会全体で子どもを支える環境づくりに向けて取り組みを進めなければなりません。

とりわけ、学齢期の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごします。家庭や地域と並んで、学校は子どもの育ちにとって大きなウエートを占めており、子どもの自立性・社会性をはぐくむうえで、子ども未来局と教育委員会が十分に連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、権利保障に関する個別の施策だけでなく、後期計画の施策全般に、この趣旨を反映する必要があります。

2 働きながら子育てできる環境整備

札幌市においては、理想とする子どもの数と現実の子どもの数に差が生じており（14 ページ）少子化を改善するためには、この理想と現実の乖離を解消していくことが必要と考えられます。

こうした「理想と現実の乖離」は、全国でもみられています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生行動に影響を及ぼしているのが、「子育てしながら就業継続できる見通し」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保」であり、特に第2子以降の出産には、「夫の家事・育児の分担度」や「妻の育児不安」の及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとの見解が示されています。

札幌市においては、男性・女性ともに仕事に費やす時間が多く（19 ページ参照）仕事と生活の調和が取れていない状況があると考えられます。今後は、女性が出産後も働き続けることができ、男性も女性も子育てと仕事を両立できるような環境づくりをより一層進めていかなければなりません。

そのためには、企業側にも理解を求めていき、企業と行政が協力して、「働き方の見直し」が可能になる方策を考えていく必要があります。

また、仕事と子育ての両立のためには、保育所の整備が不可欠です。特に札幌市では、三世代同居が少

なく親族の援助を得られにくい背景があることから、保育所のニーズはより高いと考えられますが、保育所の整備による定員拡充を順次進めているにも関わらず、保育所への入所を希望する児童の急増に追いついていない現状があり（25 ページ）、さらなる保育所整備が急務となっています。

さらに、仕事に費やす時間が多いことは、一方で、延長保育や休日保育の必要性が高いことにつながっており、多様な保育サービスを十分に提供できる体制が求められていることとなります。また、多くの保護者が、子どもが病気になった際の対応に苦慮している実態もあります。

このように、「働きながら子育てできる環境整備」を整えていくには、長期的な視野に立って、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会づくりを進めていく必要がありますが、これは短期間に解決できる問題ではありません。したがって、一方で、必要な場合に必要な保育サービスを利用できる体制を充実させることが、現在の札幌市に求められていると考えられます。

3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制

「子育て家庭の現状」でみたように、子育てに関して不安や負担を感じる割合は、依然として高い現状があります（22 ページ）。

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるためには、両親ともに働いている家庭に特化した支援と同時に、働いている、いないに関わらず「すべての子育て家庭」の不安・負担が軽減される取り組みを進めなければなりません。

不安の軽減のためには、身近な地域で子育てを支え、相談を受けるしきみを整えることで、子育て家庭の孤立をなくしていく必要があります。

一方、子育てにかかる負担については、14 ページでみたように「理想の子ども数」と「現実の子ども数」がかい離する要因として「経済的負担」をあげる人が多いことから、経済的負担が少子化の要因の1つであるとも考えられます。また、27 ページでみたように、子育て家庭の多くが経済的な支援を求めており、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、経済的支援を考える際には、子育て家庭の負担軽減のみならず、経済的事情により学ぶことができない子どもを支援する視点も重要です。学ぶ意欲と能力のある高校生等が、経済的な面で心配することなく安心して学べるための支援を充実させることが、子どもの学ぶ権利を保障する観点から求められます。

4 子どもを虐待から守り育てる支援体制

「児童虐待に関すること（31 ページ）」でみたように、札幌市における児童虐待件数は、年々増加しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。虐待予防・防止、早期発見、早期対応の体制を強化して、被害を受ける子どもを一人でも減らしていく取組をより一層進めていかなければなりません。

また、児童虐待は、虐待者の多くが実父や実母であり、特に被害を受けている子どもが乳幼児の場合、自ら助けを求めることは難しいことから、家庭の外からは気づかれにくいという特徴があります。そのため、子どもと関わる関係機関が情報を共有して連携するとともに、地域の大人たちの協力を得て、この問題に取り組んでいく必要があります。

また、同じく 31 ページでみたように、保護者による養育が難しいために児童養護施設や里親宅で養育される子ども（「社会的養護」が必要な子ども）の中には、虐待をその理由とする割合が増えています。虐待をはじめとする不適切な養育環境で育った子どもたちが、心の傷を回復し、健やかに育っていくことができるよう、児童養護施設等における十分な支援体制がより一層求められるとともに、安心して社会に

出て行けるよう、自立を援助する方策が必要とされています。

[社会的養護]

親がいない子どもたちや、親がいても様々な事情によりともに暮らすことができないなど、家庭での養育を受けられない子どもたちのために、家庭に代わって社会が用意する養育環境のこと。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育するいわゆる「施設養護」と、里親制度のように、子どもを家庭的な環境の中で養育する「家庭的養護」とがある。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」

「子どもの権利」とは、子どもが、毎日を安心して過ごし、健やかに成長するために欠かすことのできない、子どもにとって基本的な権利で、1989年に国連において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で保障されています。

札幌市では、子どもが、様々な経験や学びを通して、自立した社会性のある大人へと成長してほしいと考え、そのために必要な環境づくりを進めるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を制定し、平成21年4月1日に施行しています。

条例は、子どもの権利条約に基づく子どもの権利の保障について、札幌の実情に応じて、より具体的に分かりやすく定めるもので、子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」の大きく4つに分け、合計21の権利を掲げるとともに、それを保障するための、家庭や学校・施設、地域などにおける大人の役割を定めています。

さらに、条例では、権利保障を進めるための具体的な仕組みとして、「子どもの権利救済委員」制度や推進計画の策定、施策の検証などについて定めており、子どもの権利保障を総合的に規定するものとなっています。

4 後期計画の施策体系

1 基本理念

基本理念 ~ 札幌市の次世代育成支援対策が目指す方向性 ~

子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

急速な少子化の進行は、すべての世代に影響のある問題です。したがって、社会全体が協力して、次代を担う子どもたちのこころ豊かで健やかな育ちを支えるとともに、子育てが喜ばしくやりがいのあるものになるように子育て家庭を支える必要があります。

これらの施策を展開するに当たっては、影響を受けるのは大人たちだけではなく子ども自身でもあることから、子育て・子育て全般において、子どもの最善の利益の実現が第一に考えられ、最大限に尊重されるよう配慮が求められます。子どもと大人のよりよい関係と社会に見守られながら、子どもたちは、より一層輝きを増し、たくましく成長していきます。

札幌市は、次世代育成支援が、子どもの権利を尊重しながら社会全体で取り組むべきものであるという認識のもとに、次世代育成支援を通して、世代や立場を超えたすべての市民が手を結ぶまちを目指します。

2 基本的な視点

基本的な視点 ~ 計画策定・事業実施にあたっての視点 ~

視点1 子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

視点2 次世代を育成する長期的な視点

次代の親となる子どもたちが、健やかに育ち、豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取り組みを進めます。

視点3 社会全体で支援する視点

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支援する視点に立った取り組みを進めます。

前期計画と同様、これらの3つの視点を基本としながら、本計画を策定し、また、個別事業を実施していきます。

3 基本目標

前期計画では、5つの基本目標に基づいて事業を進めてきました。

後期計画では、前期計画での取り組みを継続しながらも、新たな課題に対応した体系が必要となります。そこで、後期計画の課題に対応した目標を設定する観点から、後期計画では、基本目標を次のように変更します。

前期計画では基本施策の一つであった「子どもの権利の保障」については、後期計画における重要な課題であることから、「子どもの最善の利益を実現する社会づくり」として基本目標に掲げ、明確化します。

急増する児童虐待への対応について、虐待が重篤な権利侵害であり、社会全体で取り組むべき課題であるとの観点から、基本目標1に明確に位置づけます。

前期計画では、子育て家庭を対象とした全般的な支援を一つの目標でひとくくりにしていましたが、このうち、後期計画における重要な課題として「すべての子育て家庭への支援」の他に、「働きながら子育てできる環境整備」「社会的養護体制を含む特別な支援」をそれぞれ独立した目標として大きく位置づけます。

基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり

子どもの権利条約の理念に基づき、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、家庭や学校、地域における子どもの豊かな育ちを支える環境づくりと、重大な権利侵害である虐待の防止を目標としています。

基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

安心して妊娠・出産できる体制や母親と子どもの保健・医療の体制の確保と、これから親になる若い世代が心身ともに健康に成長できることを目標としています。

基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり

ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発や、保育所・保育サービスの充実を中心とした「仕事と子育ての両立」を目標としています。

基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

地域の子育て支援体制、相談・支援体制、経済的な支援など、すべての子育て家庭を視野にいった支援体制の充実を目標としています。

基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

家庭で養育できない事情のある子どもに対する「社会的養護」の取り組み、障がいのある子どもへの支援、ひとり親家庭への支援など、個別のニーズに応じた支援を充実させることを目標としています。

基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら、豊かに成長できるよう、学校教育の充実や多様な体験機会を提供するとともに、地域全体が子どもをはぐくむ環境となるような取り組みの充実を目標としています。

基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

子育て家庭が快適に暮らせるためのバリアフリーに配慮した環境整備や、交通安全・犯罪防止などの安全・安心面の体制づくりを目標としています。

【後期計画の施策体系】

基本理念
「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」

基本的な視点1
子どもの視点

基本的な視点2
次世代を育成する長期的な視点

基本的な視点3
社会全体で支援する視点

後期計画 施策体系一覧



